

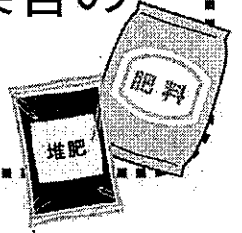


肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その85%(国支援分70%及び県支援分15%)を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left(\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left(\begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを基に決定} \end{array} \right)} \div \left(\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right)} \right) \times 0.85$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと(15項目の取組メニューから選択して申告していただきます。)

裏面を参照



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- ・ 2つ以上に○が付けばOKです。
- ・ これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

作付概要	
作物名	作付面積(ha)
○○○	
○○○	
その他	
計	

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



15項目の取組メニューから選びます

	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計	○	◎

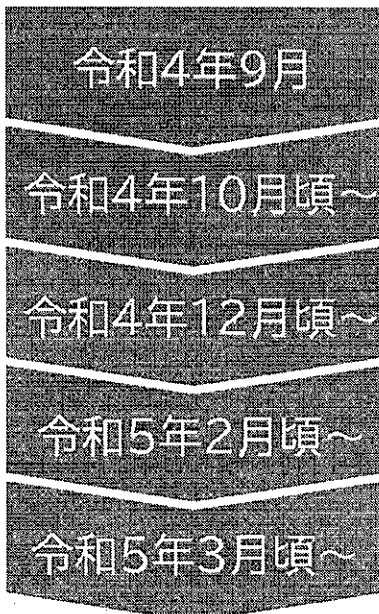
申請方法

農業者グループで申請してください。

〔5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。〕

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。



- 事業説明会
- 県・地域段階の組織(申請窓口)の体制づくり
- 農業者グループからの申請(秋肥分)
- 農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)
- 農業者グループからの申請(春肥分)
- 農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

肥料価格高騰対策事業の申請方法について

肥料価格高騰対策事業の取組申請にあたっては、
肥料の購入先によって申請先が異なります
申請先をご確認のうえ、申請書類の提出をお願いします。

1 申請先

① 肥料の購入先が農協の場合

- ・ 申請先は農協になります。お住いの農協へ提出してください。

② 肥料の購入先が肥料販売店の場合

- ・ 申請先は、基本的には肥料販売店になります。
ただし、肥料販売店で申請を受付けていない場合もありますので、
まずは購入先の肥料販売店へ確認してください。

③ ②で肥料販売店が申請を受付けていない場合

- ・ 町役場の農政主管課にご相談ください。
申請状況の把握を行うため、11月中のご相談をお願いします。

注 意 し て く だ さ い !

農協と肥料販売店の両方で肥料を購入された場合は、
農協と販売店のそれぞれに申請してください。
購入先と異なる組織での申請は、書類が揃っていても
受け付けられませんので、ご注意ください。

2 申請書類

生産者が準備する申請書類は以下の4つです。

- ① 化学肥料低減計画書
- ② 申請チェックリスト
- ③ 肥料の注文票（予約注文書）と肥料購入時の領収書もしくは請求書
- ④ 過去1年以内に農産物を販売したことがわかる書類（販売伝票等）

※①、②の書類様式は、申請先、上益城地域振興局農業普及・振興課もしくは熊本県ホームページから入手できます。

熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/150350.html>



※下線の書類は、申請先によっては不要となる場合がありますので、詳しくは申請先にお尋ねください。